

「建築・設備総合管理士」等の資格登録について

「建築・設備総合管理士」の資格は、講習の修了が認められた者が、下記のとおり、登録を申請し、登録簿に登録することによって、公益社団法人ロングライフビル推進協会から与えられ、資格者には、登録証が発行されます。なお、実務経歴が3年未満の場合は、「建築・設備総合管理士補」として登録することができます。

「建築・設備総合管理士」及び「建築・設備総合管理士補」の登録のフローは、裏面の「建築・設備総合管理士等の資格登録のフロー」を参照願います。

1. 登録に係わる実務経歴証明書（様式No.4）に関するお願い

講習を修了（合格）された方には、登録のご案内をお送りいたしますが、「建築・設備総合管理士」の登録証の交付をすみやかに希望される場合（令和7年3月下旬から交付）は、あらかじめ登録に必要となる「実務経歴証明書」（様式No.4）を受講申込の時点で提出いただきますようお願いいたします。

なお、受講申込の時点で「実務経歴証明書」（様式No.4）をいただけない場合は、審査スケジュールの関係で、登録申請から登録証の受領まで数か月かかりますので、ご了承ください。

2. 登録申請

上記のとおり講習を修了された方は、登録のご案内をお送りしますので、資格者登録を申請下さい。

登録料は11,000円（消費税10%・1,100円込）です。

なお、次のいずれかに該当する修了者は、登録を受けることができません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ・建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り2年を経過していない者
- ・破産者で復権を得ていない者

3. 登録証の交付と資格者名簿の公表

登録された方には、「建築・設備総合管理士」又は「建築・設備総合管理士補」の資格者登録証を交付します。

登録された方のみが、「建築・設備総合管理士」又は「建築・設備総合管理士補」を名乗ることができます。

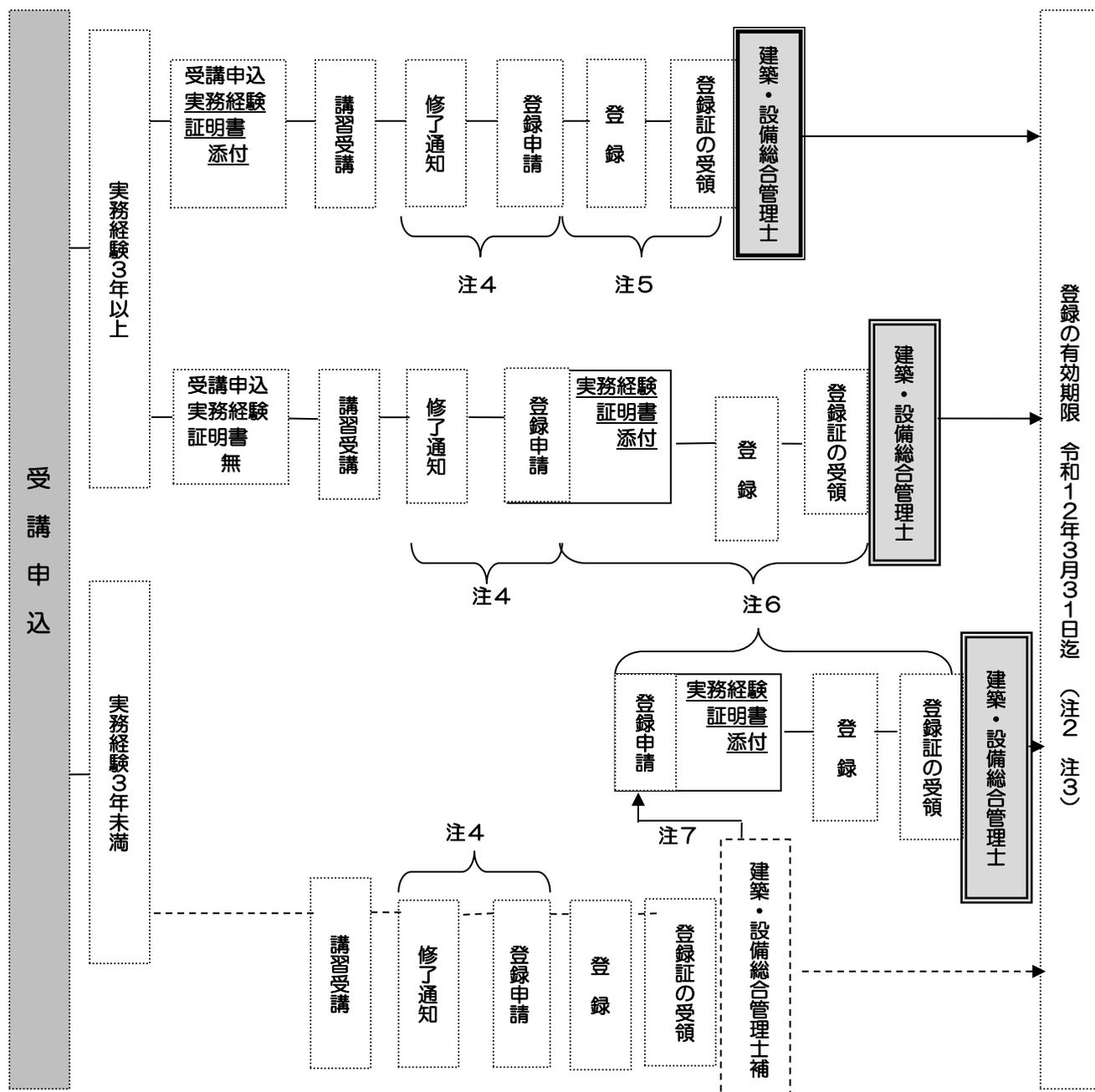
なお、資格者の登録番号・氏名・業務実施都道府県名等を登載した「資格者名簿」を当協会ホームページに掲示して、一般の閲覧に供します。

4. 登録証の有効期限及び更新

今回（令和6年度）の登録の有効期限は、登録時期に係わらず、令和12年3月31日（有効期間約5年）です。

有効期限前に更新登録の要件（更新講習受講又はレポート提出）を満たすことにより、更新登録できます。

建築・設備総合管理士等の資格登録のフロー



注1：「実務経験」とは、建築物のライフサイクルマネジメント（建築物の運営・管理、設計、施工、維持管理、診断、補修・改修等の業務をいう。）に関する実務経験です。

注2：令和6年度に講習を受講した方の初回の登録の有効期限は登録年度に係わらず、令和12年3月31日です。

注3：5年毎に更新登録（更新講習の受講またはレポートの提出が必要）ができます。

注4：建築・設備総合管理士及び建築・設備総合管理士補の登録申請は修了通知を受けた日から3カ月以内となります。

注5：受講申込時に実務経験証明書を添付し、一定の申請期間内に登録申請した場合、3月下旬に登録証が交付されます。

注6：登録申請から登録証の受領まで数カ月かかります。

注7：建築・設備総合管理士補が、その実務経験が3年以上となり建築・設備総合管理士に登録する場合、建築・設備総合管理士補の有効期間満了の3カ月前までとなります。